

当ディスクロージャー分析レポートでは、日経 225（2022年10月末現在）の3月決算会社（186社）の有価証券報告書を対象として、気候変動分野のサステナビリティ情報を、任意開示書類を参照して開示している企業の実態について調査した。

### はじめに

サステナビリティに関する開示の重要性については、年々高まりを見せつつも、現状では、有価証券報告書（以下、有報という。）において、サステナビリティ関連情報の開示内容や記載場所等の具体的な定めはない（\*注）。

そのため、各企業は、有報上の開示に加え、統合報告書やサステナビリティレポートなどの任意開示書類のほか、サステナビリティサイトなどを用いて、サステナビリティ関連情報の質と量を補っているケースが多いと考えられる。

当レポートでは、日経 225（2022年10月末現在）の3月決算会社（186社）の有報を対象として、特に気候変動情報に関して任意開示媒体を参照して開示している企業の実態を調査した。

\*注：現在の有報においても従業員数等の開示はあるが、2022年11月7日付で、金融庁より「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案が公表され、女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金格差については【従業員の状況】に記載すること、また、左記以外のサステナビリティ情報については、新設された【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載すること等が提案され、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用予定とされている。

### 気候変動開示に係る経緯と現状

当研究所が発行したレポートでは、これまでTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures））提言に基づく開示に関して、様々な観点から取り上げてきたが、TCFD提言に基づく開示に関しては、2021年6月にプライム市場の上場企業に対して、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂が実施されており、開示の考え方や重要性が徐々に浸透しつつある。さらに、2022年6月13日には、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループより、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」（以下、DWG報告という。）が公表され、有報上でサステナビリティ情報の「記載欄」が新設され、TCFD提言の4つの柱を用い、「ガバナンス」「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」「指標と目標」については、各企業が重要性を加味して開示することなどが提案されている。

## 調査概要と分析結果

### 1. 調査の対象

日経 225（2022年10月末現在）の3月決算会社（186社）の有報

### 2. 調査方法

有報におけるキーワード検索：「TCFD」「参照」「http」「レポート」「ホームページ」

### 3. 調査分析結果

調査分析の結果、有報上で任意開示媒体を参照しながらTCFD関連の開示を行っていた企業は、34社あった。

そのうち、TCFD賛同表明や企業の取り組みなどを有報上で簡潔に説明している企業は25件であり、参照媒体は、以下の分布であった。

| 参照媒体         | 参照先情報の時点       | 事例 | 件数  |
|--------------|----------------|----|-----|
| 自社ホームページ     | 最新（随時更新）       |    | 18件 |
| サステナビリティレポート | ① 有報提出日前の情報（※） |    | 3件  |
|              | ② 時点特定なし       | 事例 | 3件  |
| 統合報告書        | ① 有報提出日前の情報（※） |    | 1件  |
|              | ② 時点特定なし       | 事例 | 4件  |

※複数の媒体を参照している場合には、延べ数としてカウントしている。

※有報提出日前の情報とは、有報上で、例えば「サステナビリティレポート 2021」を参照するといったように参照先情報の時点を指定しているケースを含む。

### 【事例】：横河電機(株) 2022年3月有価証券報告書 日本基準

#### 【事業等のリスク】

##### 【TCFD提言に沿った情報開示】

気候変動の課題に積極的に向き合い将来に備えていくという意思のもと、金融安定理事会（FSB）が気候変動に関する財務情報の開示を推進するために設立した「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」（以下、TCFD）による提言の支持を表明しました（2019年2月）。TCFDの提言を踏まえ、当社グループは気候変動に関するリスク分析と財務インパクトの評価を次の表のように進め、経営戦略に反映させ、情報開示を進めています。

##### TCFD提言に沿った気候変動戦略の策定と情報開示

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 2019年度 | TCFD提言に沿った気候関連情報の整理        |
| 2020年度 | 気候変動による中長期リスクと機会の戦略への組み込み  |
| 2021年度 | 経営戦略の実行、財務インパクト評価への取り組みを開始 |
| 2022年度 | 取締役会での気候変動ガバナンス拡大          |

当社グループのTCFDへの対応のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標については、サステナビリティレポート及びYOKOGAWAレポートにその詳細を掲載しています。

サステナビリティレポート：<https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/sustainability/report/>  
YOKOGAWAレポート：<https://www.yokogawa.co.jp/about/ir/shiryo/annual-ja/>

※下線は弊研究所で付している。

※有報の開示上は、参照先媒体の時点は記載されていないが、リンク先情報を確認（レポート執筆日である2022年10月31日時点）すると、サステナビリティレポートについては、年1回発行のため、2021年11月に発行されたものが参照されており、YOKOGAWAレポート（統合報告書）については2022年9月6日に発行されているものが参照されていることが分かる。なお、同社の有報提出日は2022年6月22日である。

また、有報上、任意開示媒体を参照して、TCFD提言に基づく4項目を開示している企業は9社であり、参照情報の記載時点の分布は以下のとおりであった。

これらの企業では、有報においても充実した開示をしているが、参照先媒体では、有報には記載されていないシナリオ分析に係る詳細データを含めて充実した情報を掲載しているケースが多かった。

| 参照媒体          | 参照先情報の時点    | 件数 |
|---------------|-------------|----|
| 自社ホームページ      | 最新（随時更新）    | 5件 |
| サステナビリティレポート等 | ① 有報提出日前の情報 | 2件 |
|               | ② 時点特定なし    | 1件 |
|               | ③ 将来情報の指定あり | 1件 |

### 任意開示書類を参照する場合の留意点

調査分析の結果、統合報告書やサステナビリティレポートなど、任意開示書類を参照するケースも一定数見られたところであるが、DWG報告においても、任意開示書類を参照して情報を補足することは有用と考えられているため、参照すること自体は否定されるものではない。だが、任意開示書類の参照の仕方については、以下の観点で留意が必要と考えられる。

#### 1. 将来情報の記述と虚偽記載の責任について

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であるため、将来情報を含むことになるが、内閣府令の改正により、たとえ有報提出後に事情が変化した場合であっても、「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任が問われるものではない」と考えられている。この点、DWG報告においても、「サステナビリティ開示について、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。

このため、上記の考え方について、実務への浸透を図るとともに、企業内容等開示ガイドライン等において、サステナビリティ開示における事例を想定して、更なる明確化を図ることを検討すべきである。」と記載されている。

#### 2. 任意開示書類を参照した場合の虚偽記載の責任について

任意開示書類を参照した有報上の開示に関しては、DWG報告において、「任意開示書類に、事実と異なる実績が記載されている等、明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該任意開示書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になり得る場合を除けば、参照先の任意開示書類に虚偽記載があったとしても、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、同法の罰則や課徴金が課されることにはならないと考えられる。」と記載されている。

#### 3. 有報と参照先における開示量のバランスについて

今回の調査分析の結果、業種によっては、有報ではほとんど内容を開示せず、参照先の自社

ホームページ上でTCFD提言に基づく4要件を詳細に開示しているケースも存在した。

任意開示書類等を参照することは有用ではあるが、ほとんどの情報を任意開示書類等参照としてしまうと、有報上で投資家が必要とする情報が開示されないおそれがある。この点、DWG報告でも、「投資家の投資判断にとって重要な情報を記載することが求められており、企業による重要性に関する合理的な判断を尊重することになるが、投資家が真に必要な情報については有価証券報告書に記載しなければならない」と記載されている。

#### 4. 任意開示書類の公表時期について

今回の調査分析の結果、有報の提出日より後に公表予定の任意開示書類（統合報告書）を参照するケースも存在した。特に統合報告書は、3月決算の企業の場合、9月頃に発行されることが多く、有報と任意開示書類の公表時期には、ずれが生ずることも多いと考えられる。

この点、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（案）([https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure\\_draft\\_ssbj.html](https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ssbj.html))では、「企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」ことが提案されているところであるが、ISSBでは、現在、コメント締め切り後、上記公開草案に対して寄せられたコメントやステークホルダーからのフィードバックをもとに分析・検討中の段階にあるため、審議いかんによっては、公開草案に変更がなされる可能性もある。今後の動向については十分に留意されたい。

#### おわりに

気候変動対応をはじめとするサステナビリティ開示は、今後ますます重要性が高まり、各企業は、今後サステナビリティ関連の開示情報の中身だけではなく、開示書類の性質や発行時期等を踏まえた上で、その記載場所や方法についても慎重かつ十分な検討が求められることになる。

また、2022年10月5日には、TCFDコンソーシアムから、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0（TCFDガイダンス 3.0）」([https://tcf-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD\\_Guidance\\_3.0\\_ssrd\\_J.pdf](https://tcf-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_ssrd_J.pdf))も公表されている。

各企業におかれては、投資家と企業の建設的な対話が進むというゴールを見据え、投資家が必要とする情報については、有報上でも積極的に開示していくことが、より一層期待される。

以上

（出所）株式会社宝印刷D&IR研究所の調査による